

==== 公布された規則のあらまし ====

鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例施行規則及び鳥取県事務処理権限規則の一部改正について

1 規則の改正理由

鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例（以下「条例」という。）の一部が改正され、条例手続の対象となる施設に特定小型焼却施設が加えられたことに伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例施行規則の一部改正

条例手続の対象となる施設に特定小型焼却施設が加えられたことに伴い、「廃棄物処理施設」の用語を「廃棄物処理施設等」に改める等所要の規定の整備を行う。

(2) 鳥取県事務処理権限規則の一部改正

条例の一部改正に伴う所要の規定の整備を行う。

(3) 施行期日等

ア 施行期日は、鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例の一部を改正する条例の施行日とする。

イ 所要の経過措置を講じる。